

明治初期に於ける

官庁資料収集の系譜とその利用

佐久間 信子

はじめに

第1章

明治初期官庁資料の印刷・刊行・頒布の概況——『太政官日誌』を中心に——

第2章

書籍館の蔵書を引き継がなかった帝国図

書館（国立国会図書館）——明治初期官庁刊行物の所蔵経路——

第3章

明治初期の出版行政——出版物目録と官庁出版物統計——

おわりに

はじめに

明治元年（慶応4年）から、わが国官庁の歴史は、太政官制度時代、内閣制度時代とすでに百年を経たのであるが、その歴史的な経緯をたどる官庁刊行物の「出版物総合目録」は未だない。したがって数量も的確に把握することは現在なお困難である。

わが国では、官庁刊行物の印刷、刊行、頒布の行政が現在においても各省独自という多元型で、これを網羅的に収集する困難さは、その時代その時代の種々の目録がよく物語っている。この点については、現在当館で発行の「全日本出版物総目録」や「官庁刊行物目録」についても、すでに識者の報告がある。⁽¹⁾

政府刊行物の印刷をあずかるべき現在の大蔵省印刷局も、幾度となく行政上の変遷をたどりつつ、印刷技術の進歩等諸般の情勢を反映して現在にいたっている。ともあれ、印刷局が、太政官、内閣、大蔵省の如き行政部門に属し、国会の議事録を完全に独立して出版するという形をとらずに官報に掲載されるということは、わが国の官庁刊行物の印刷、刊行、頒布の象徴を物語るものとして理解せね

ばならない。しかも広く国民の目にふれるようになったのは、第二次世界大戦後のことであり、戦前は「依らしむべし知らしむべからず」というむしろ知らさぬことを以て政道のもとと考えた為政者の観念が潜在していたものと思われる。

アメリカやイギリス、カナダ等の諸国では、古くから政府刊行物の印刷、刊行、頒布、目録作成が一機関で組織的に行なわれている。

アメリカを例にとれば、この一機関は連邦議会に付属する Government Printing Office (G.P.O.) である。この G.P.O. は、連邦政府の印刷法に基づいて各省印刷予算の大部分を印刷し、これも連邦議会に付属する Library of Congress (L.C) と連携し、G.P.O. 以外で印刷した資料も含めて 1895 年（明治28年）から政府刊行物目録を発行している。⁽²⁾

日本も早く一元型（印刷、刊行が同一の機関）の国になるべきであるとの声が各方面から出ている。これは当然の要求である。しかし、百年の政治や、行政はたやすく変わるものでもない。早くから西欧文化を吸収した日

本であるが、依然として日本人的な発想で処理されているとしか思われぬ。図書館員である我々は、あまりこれにこだわってはいられない。百年間の官庁資料を歴史的に探索することの困難さは勿論であるが、百年の歴史を無視して万事を帳消しにすることは不可能なことであり、現在に至ってこれを追求することは、日本民族の運命であることを知っておかなければならない。特に明治初期の官庁資料の所在を探索する時、非常に困難なのが現実であって、われわれのような図書館人でなくとも、明治初年の日本人が踏み出した方向へ当分の間歩いて行かざるを得ないのである。

国立国会図書館が、書籍館の蔵書を引き継いでいるという伝説を信じた人は、当館で所蔵調査をしてみて困惑したことであろう。

それは無理もないことであって、例えば、『上野図書館八十年略史』に、当時国立国会図書館長金森徳次郎氏の次の序がある。

「上野図書館は、明治五年(一八七二年)に書籍館として名乗りをあげてから色々の変遷を遂げ、東京府書籍館、文部省東京図書館、帝国図書館、国立図書館、国立国会図書館支部上野図書館と度々の改名をして現在に至った。この発展の路程はかなりまわりくねったものであって、云々」(…は筆者)

これは、旧上野図書館の蔵書を片端から見ればわかることであって、発行年よりはるかに年経た受入日付印が押され、それは、明治8年、9年、11年、13年等の「文部省交付」や「内務省交付」または「図書館交付」の印が見られ、蔵書印も「東京書籍館」「東京府書籍館」「東京図書館」等が見られる。

そこで、はたして書籍館の蔵書を引き継いだのかの疑問をいさぐ。それに、明治初年刊行の資料があまりにも見当たらない。それらの

資料は、現在どこで所蔵しているのか、それらの系譜をたどってみようと思う。

また、当時の印刷、刊行、頒布はどのように行なわれていたか、書籍館はどのように創設され、資料の収集や、当時の政府の出版行政はどうだったかを調べてみたい。

第1章 明治初期官庁資料の印刷・刊行・頒布の概況——『太政官日誌』を中心に——

わが国官庁資料の祖といわれる『太政官日誌』(CZ—2—03)⁽³⁾は、慶応4年2月23日から京都において出版された。当初は木版印刷であった。慶応4年2月上旬、京都二条城の太政官代に出版書肆村上勘兵衛を呼んで刊刻御用を命じたが、直ちに請け負えるものでもなく、同業者の井上治兵衛の協力を得て刊行したのである。最初第1回は、1日の日誌を半紙7枚に筆記したものを、50名の職人がその原稿を分けて僅か2時間余りで彫り上げこれらを接合して、急徒手摺したといわれている⁽⁴⁾。ついで東京版も印刷され、板元は須原屋茂兵衛(享保時代からの板元)、和泉屋市兵衛であった。京都版より少し小型で振仮名つきである。京都版には薄葉本もあった。

丁度この頃、海の遙か彼方ではマルクスの資本論の第一版が出版され、ダイナマイトが発明されているのである。

わが国には当時オランダ政府から嘉永3年幕府に献上された英国製のスタンホープ手引印刷機があったが、この活字、活版印刷用具一式はあったとしても、漢字の鑄造活字をつくりこれを駆使するだけの技術には至らなかったものと思われる。(この印刷機は現在残骸が大蔵省印刷局の研究所にある)

ここで、当時の印刷技術について略記し、あわせて、本邦印刷史にのこる本木昌造につ

いてふれておきたい。

幕末の印刷技術は、木版または木活字を用いたいわゆるバレン摺りの手工業的印刷が主であった。それ以前には1590年頃ヤソ会の宣教師によって伝えられて「キリシタン版」を生んだが、秀吉の弾圧によって衰え、古活字版(1593)の印刷が行なわれたがこれもほろびた。前記、スタンホープ印刷機を審所調所に備えて、外国語教科書や、英和对訳辞書を出すに至ったのは、オランダ渡来の活字大小あわせて100余種と、邦字の新鋳鉛活字を用いることによって印刷可能になったものである。⁽⁵⁾その後幕府の陸軍所でも大島圭介が亜鉛・錫活字を鋳造して外国兵書を翻訳し『築城典刊』(万延元年)などの出版を行なった。また長崎奉行所では、西役所内に印刷所をつくり、安政年間にはオランダ関係の図書を洋式印刷術によって出版したことがあった。

長崎の出島では、オランダ人の持ち渡った印刷機があり、安政年間からこれで印刷を始めている。これとは別に、嘉永元年(1848)に輸入された蘭式印刷機一式を、通詞品川藤兵衛・橋林定一郎・本木昌造・北村元助の4人が共同で購入したものを、安政年間に長崎奉行所が買い上げている。したがって、安政年間には蘭書の複製が行なわれ、当館にもその一部であろうと推測できるものを所蔵している。

一方、富裕な藩では早くからこの洋式印刷術に目をつけていたらしく、薩摩藩では重野安繹が上海から印刷機および活字を取り寄せた。しかしこれを駆使することが出来ず、明治2年に至って、当時長崎鮑ノ浦製鉄所の頭取であった本木昌三がこれを購入して印刷した。本木昌造はそれ以前から活字鋳造の研究に従事し、嘉永5年(1852)頃「流し込み活字」をつくり、自著の印刷出版をしたことが⁽⁶⁾

ある。元来彼は長崎奉行所配下の通詞出身の技術者であり、かつて長崎海軍伝習所(安政2年)のお雇い外国人第1号オランダのペルス・ライケン等の通訳であり、授業はこの本木らの通訳を通じて行なわれたという。⁽⁷⁾(学生には五代才助、佐野常民等、各藩の青年達⁽⁷⁾がいた。

明治2年、彼は、製鉄所の付属機関として活版印刷所を設立し、外国人を招聘し、洋式活版印刷の技術を伝習し、翌3年製鉄所を辞して、長崎の新町活版所を同志の人々と開設し、活字鋳造および活版印刷の営業をはじめた。明治4年には前記製鉄所は、工部省の所管となり、明治5年には勸工寮に所属するところとなった。新町活版所も大阪、京都、横浜、東京と進出した。彼は一時、文部省活版御用掛をつとめたことがあり、何故かこれも早く辞し帰郷している。

政府は明治4年、太政官左院に活版部を設け、彼にその指導を命じた。しかし彼は弟子の平野富二に活字を持って上京させ、左院に数万箇の活字を納めさせた。

政府は明治5年9月、太政官左院の活版部を正院印書局とし、あわせて、太政官史官、大蔵、海軍、文部省等の活字および印刷機を継承し、外国人を傭請してその指導のもとに『太政官日誌』の印刷等を掌握し、かたわら民間の依頼にも応じた。同年10月、『太政官日誌』は鉛活字による活版印刷となり、用紙も和紙から西洋紙に変わった。6年には、石版、銅版の印刷を始め、8年の活版局時代には、本木昌三の初号から5号までの活字に6号、7号を加え印刷機も技術的發展の段階に入るのである。

製本も6年11月、外人製本師 W.F. Paterson を招聘している。

ところで『太政官日誌』は明治10年1月発行の90号、通号1,177号をもって廃刊した。

当時の発行部数は6,600部であったといわれ
官庁資料最大の部数であった。

その後『官報』(CZ-2-2)が明治16年7月2日発行されるまでの空白期間は、福地源一郎(桜痴)の『東京日日新聞』(新1)が、明治7年10月から14年9月13日(太政官記事掲載辞)迄、政府の御用新聞として太政官記事、即ち布告、布達の掲載を許可されて継続していた。その後官報が発行される明治16年7月1日までまったくの空白期間であるが、空白とはいっても官令の布告や、布達が停止したわけではない。ただ政府が自らの機関紙によって布告や、布達を行なわなくなったという意味である。この間の事情は省くことにする。

明治初年官庁資料の頒布状況はどうであつたらう。例えば法令の公布と施行時期は、交通、通信の未発達のため末端まで周知普及させるには相当の期間が必要だった。現在ならば官報があり、交通、通信の発達に加えて、新聞、ラジオ、テレビ等の普及により、その日のうちにある程度まで知ることができ、が、当時は幕末時代そのままの上意順達の方法が用いられていたのである。

明治6年6月、政府は布告類が各県に到着する日限を定め、その日限後30日間掲示することを命じている。

太政官布告第213号(明治6年6月14日)各府県へ諸布告到達の日限別紙表面ノ通り相定メラレ候条本年第68号ノ布告ニ因リ、到達ノ上三十日間掲示ノ後ハ管下一般ニ之ヲ知り得タル事ト看做シ候条此ノ旨相達シ候事

但シ途中支等ニテ停滞シタルトキハ其ノ事由届ケ出ヅ可キ事

(布達ノ日ヨリ) (里程) 府県名
(到着ノ日割) (日本橋起点)

翌日 一里 東京府
3日 8 神奈川県

4日	19	新治県
〃日	5	埼玉県
〃日	10	入間県
〃日	20	足柄県
〃日	20	木更津県
〃日	7	印旛県
〃日	24	栃木県
〃日	29	宇都宮県
5日	30	茨城県
〃日	26	群馬県
〃日	65	浜松県
〃日	44	静岡県
〃日	36	山梨県
6日	100	三重県
〃日	91	愛知県
〃日	98	岐阜県
〃日	58	長野県
〃日	73	福島県
〃日	56	磐前県
8日	148	兵庫県
〃日	137	奈良県
〃日	142	堺県
〃日	125	滋賀県
〃日	59	筑摩県
〃日	95	宮城県
〃日	117	度合県
〃日	69	若松県
〃日	97	山形県
〃日	84	置賜県
〃日	128	京都府
〃日	139	大阪府
9日	74	水沢県
〃日	107	新川県
〃日	165	飾摩県
〃日	157	和歌山県
10日	144	岩手県
〃日	133	酒田県
〃日	151	秋田県
〃日	129	敦賀県
〃日	123	相川県
〃日	138	石川県

10日	162	豊岡県
"	187	北条県
"	185	岡山県
"	179	名東県
11日	112	新潟県
"	196	鳥取県
"	199	小田県
"	226	広島県
12日	196	青森県
"	227	島根県
"	240	愛媛県
"	230	高知県
"	276	小倉県
14日	335	長崎県
"	253	浜田県
"	258	山口県
"	301	福岡県
"	303	三瀨県
"	306	佐賀県
15日	306	大分県
"	323	白川県
17日	376	鹿児島県
21日	421	宮崎県

但シ二十四時間ヲ以テ一日トナス可シ
注里程は里未滿を省略

その後明治16年5月26日、これまでの早飛脚によって計算した到達日数を全面的に改正し、施行期間の30日も、7日に短縮された。郵便制度の整備、交通機関の発達等文化の進歩がうかがえる。

布告、布達文の頒布部数は、明治6年10月15日太政官布達第348号で定めている。この布告で、各省、各府県の配布部数は1,100部前後であったろうといわれている。それ以上入用の場合は、官費を使用しなければ適宜に謄写してもよいことになっており、そのため大蔵省では東京日日新聞日報社へ注文するようにとの達をも出している。したがって、この新聞の発行部数は8,000部で、それでも

品切れとなり、大久保利謙氏によれば増し刷りした形跡があるということである。当時の日本人の人口は3,500万人、そのうち7割を越す文盲者がいたのであるが、前記の売行によってこの新聞がいかに必要とされたかが十分うかがえる。

以上、『太政官日誌』を通じて明治新政府の印刷事業、出版政策を記述したが、政府は各省の印刷・刊行・頒布を統合した機関を設立するという計画がなかったのみならず、むしろ各省独自という貧弱なものであった。その印刷事業に投下した資本は、政府自体の必要を満たすだけで、広く国民に広報することなく、むしろ一部の民間印刷事業の成長を助長する方向へと進展し、却って将来への大きな禍根をのこすことになった。

第2章 書籍館の蔵書を引き継がなかった帝国図書館（国立国会図書館） ——明治初期官庁刊行物の所蔵経路——

帝国図書館（1897）の前身である東京書籍館は、明治8（1875）年5月17日文部省の要請により創館された。

一方、書籍館は東京書籍館より約3年前の明治5（1872）年8月1日、文部省博物館の下に博物館（1874）よりおくれて創館された。明治政府が、図書館よりも博物館の創設を第一とし、しかも図書館を文部省博物館の管轄の下においたことは、時流とはいえ後年の禍根として重視せねばならぬ。このことがひいては国立国会図書館の明治初期刊行物の蔵書に深い関係があり、少なくとも書籍館の蔵書を引き継いだという認識を改めねばならぬことでもある。

そもそも明治政府は、明治4（1871）年9月、さきに旧幕府より継承した大学南校に新たに設立した物産局（1870）で収集した品物を

悉く文部省（1871）博物館に移し、4年10月博物館のあった湯島聖堂の大成殿で博覧会を開催した。文部省は翌11月、従前から在った地方の学校（藩校）、文庫、病院等で所蔵する書籍、古器、奇物等を報告させ、その充実をはかった。

当時、一部の識者には、博物館と図書館とを別々に設けるべきだと考える人がいたが、大方はそうではなく、その結果、博物館だけが設立されたのである。文部省11等出仕（当時）市川清流（著書に『英国単語函解』『輿地航海全図』『姓林一枝』等あり）は、前記博覧会の直後、書籍院設立の熱烈な議を「書籍院建設ノ儀ニ付文部省出仕市川清流建白書」と題して次のように申請した。

三代聖王ノ天下ヲ治ムルヤ、人材ヲ挙ル、汲々トシテ夢寐措ク無シ、即、索メテ胥徒釣叟ニ及フ所以ナリ、今ヤ我国庶政一新、文明日ニ盛ニシ、内ハ学校ヲ府県ニ設ケ、外ハ生徒ヲ欧米清ニ学ハシメ、将ニ大ニ他日ニ期スル所有ントス、加之、近者、都下ハ博覧場ヲ開キ、衆人ニ縦観セシムル等、皆是人才化育ノ力ニ非ル無シ、然リ而シテ今日尚ホ一層ノ文化ヲ進ルノ挙ハ、書籍院ノ設ケニ若クハ莫カルベシ、其方府内ニ於テ、市街ニ接近セル高爽ノ地ヲ択ヒ、一大書院ヲ建造シ、室内ノ四周ニハ、皆数層ノ架ヲ設ケ、所有群籍を蒐輯シ、部分類別シテ架上ニ収メ、普ク諸人ニ此処ニ来テ繙閱スルヲ許シ、博ク考古徵今ノ資ニ供シ、或ハ著述編輯ノ便ニ充ベシ、是即人材培養ノ本、国益増殖ノ源、宋太宗ノ開巻有益ノ語、以テ証ト為ヘシ、嘗テ聞ク、楓山御文庫中ニハ、多年收藏スル所ノ群籍無慮数万巻、従来、高閣ニ堆積シテ敢テ世人ニ視スヲ許サス、徒ニ蠹魚ノ腹ヲ肥シムルノミナリト、仰ギ冀クハ、今、其群籍ヲ以テ前条ノ院ニ移シ、普ク世人ノ縦観スルヲ許サルレハ、

上ハ以テ天物ヲ廃棄セス、下ハ以テ人材を開達ス、実ニ千古ノ盛典タルベク、天下ノ鴻幸ナランカ、

これは、木戸孝九の主催する『新開雑誌』第45号（明治5年5月）の付録（110—149）〈昭和36年刊の『^{幕末}明治新聞全集』（071—M448b）第6巻の下にも収録〉に登載した。

彼は英国に赴きロンドンの図書館の実情を調査したことがあり、その知識を基に意見を吐いたものと思われる。東京府中の市街に接近した高台に一大書籍院を建て、蔵書は、楓山文庫本（幕末には土蔵4棟の蔵書があった。現在内閣文庫蔵書の基幹）を基とし、分類別に開架方式をとり、だれにでも利用できるようにすべきだと述べている。

これが当局を刺激し、また、博物館内でも図書館の必要を認め、ようやく明治5年（1872）8月1日から書籍館は博物館管轄の下に湯島の聖堂で大成殿を書庫とし、左右の廻廊を閲覧所として開館した。

蔵書は、旧昌平塾から引き継いだ漢籍、和学講談所の和書、医学館や開成学校の洋書等が基幹となり、一般民間有志からの寄贈に加えて、諸官庁にも次のように寄贈を求めた。

「今般、人材教育、文化進歩之為、書籍館ヲ開キ、当省文庫之書ハ勿論、其他、和漢洋之群籍ヲ集テ、普ク諸人ニ拝見ヲ許候ヘ共、宇内著書之多キ、未ダ遺漏無キヲ免レズ、依テ、其御省ニ有之候和漢洋書籍之内、平常御用ニ無之分ハ、当省書籍館ヘ御差出相成、諸人縦観ニ供シ候様致度、依テ此段申入候也」

ついで蔵書の拡大政策として太政官の許可を得、旧大学から太政官の歴史局にすでに引き渡され、さらに当時太政官正院式部寮の所管になっていた書籍と、同じ管轄の下にあった楓山文庫本などと共に書籍館に引き渡すよ

う要求した。だが、楓山文庫そのものは、宮城内の旧書庫に保存されたままで移管されなかった。⁽⁸⁾

この時期に諸官省の蔵書が、どれくらい寄贈され、また、その中に官庁刊行物が何点くらいあったかは不明である。

書籍館は開館の翌日（5年8月2日）、外務、大蔵、陸軍、海軍、教部、工部、司法、官内の諸官庁および開拓史に対して、書籍館の書籍を貸し出すことを通告している。

しかし、6年5月5日の皇居炎上とともに太政官もまた焼失したので、太政官正院の地誌課に貸出中の図書は全部焼失した。その他、諸官省に貸出中の図書もしばしば罹災することがあって、翌7年2月4日、太政官は貸出の中止を布達した。短期間であったとはいえ、現在の支部図書館への貸出業務のはしりが、ここにうかがえる。

その後、明治7年2月23日、太政官達第25号で省使府県に対し、すでに刊行した官庁刊行物を書籍館に提出させ、なお今後刊行する図書の納本を次のように命じている。

従前省使府県ニ於テ刊行ノ図書書籍館ニ備本無之ニ付毎篇一部ツツ早々同館へ可差出且今後刊行ノ節モ同様可取計此旨相達候事

明治7年12月現在、書籍館の蔵書数は、図書44,395冊、漢籍63,075冊、英書156冊、蘭書6,062冊、総計110,988冊であった。（『明治史要』「浅草文庫調ニ拡ル」）（後述）

この間、書籍館にとって重大なことが起っていた。即ち、太政官は明治6年3月19日、文部省に対して次のように令達していた。

其省博物館、書籍館、博物局、小石川薬園共、博覧会事務局へ合併可致事
但、引渡方之儀ハ、博覧会事務局へ可打合事

すでに書籍館は、図書館としての機能を整えつつあるとき、突然強制的に太政官正院の博覧会事務局に統合することに決定した。この原因は未だに明らかではない。

これに対して、文部省は博物館と書籍館の掌握を熱望したが、とり入れられず、太政官は7年4月13日、書籍館の職員も「正院出仕」としてしまった。

その後、長期にわたる離合問題の政争は続いたが、遂に8年2月27日、書籍館、博物館は博覧会事務局から分離して文部省に復帰はさせるが、しかし、別に内務省所属として博物館を創設するので、従来収集した書籍、物品と昌平坂の聖堂および昌平饗の建物をみな内務省に貸与しなければならないとの太政官達が出た。

この分離問題は、書籍・博物両館を再び掌握したいと願う文部省に対し、博覧会事務局の反対が根強く、一方、翌年（8年）の地方官会議を書籍館の建物（湯島の聖堂）で開くことになっており、すでに7年7月18日太政官は、書籍館の書籍および博覧会事務局の備品を、大蔵省の所管であった浅草八番堀の米倉に移転することに決定し、7月22日この移転を開始し、7月24日移転は完了していた。

前記、書籍館の蔵書数の約11万冊は、この浅草へ移転してからのものである。

これが、後の浅草文庫で、8年11月から開館した。したがって、この蔵書は内務省の所管となり、いくたびかの変遷を経て現在は、総理府の内閣総理大臣官房に所属している内閣文庫の所管するところとなり、流出した図書が東京国立博物館、国立国会図書館、都政資料館⁽⁹⁾に所蔵されているのである。

文部省では、多年希望したとおり、書籍・博物両館を博覧会事務局から分離することには成功したが、約束どおり8年2月27日書籍備品の一切を博覧会事務局に引き渡し、書籍

館は全裸のまま文部省に帰属したのである。

博覧会事務局は、その母体となった文部省博物館の博物館の資料を維持管理しつつ、明治8年3月30日、太政官達40号をもって博物館と改称し、内務省に属することになった。

なお、明治8年に開く予定の地方官会議は延期となり、湯島のもとの書籍館の建物は、前年11月29日、文部省に返還されていたので文部省はここに新たに「東京書籍館」を新設した。これがのちの帝国図書館（旧上野図書館）の前身であり、初めの「書籍館」と建物は同一であるが、蔵書の内容は全く別のものであった。

昭和27（1952）年、上野図書館は、80周年を記念し、種々の行事を催したが、この起点は明治5（1872）年の書籍館から通算した。蔵書は引き継がないで建物のみを継承した図書館の歴史もあろうが、本を好み、資料を相手に仕事をする人間にとっては、背筋の寒くなる思いがする。ともあれ、簡単に図書館の歴史というが、図書の歴史ではなく、館（やかた）の歴史であったのかもしれない。

当館に明治初期の刊行物が、あまりにも少いことを嘆くのは私一人ではあるまい。官庁中央図書館として活動していた状況を物語る蔵書、いわゆる官版や、太政官時代に調査翻

訳した歴史、政治、法律書、英、米、独、仏、蘭各国の原書の全貌をみることは不可能である。

一方、書籍館の蔵書の大部分は湯島→浅草→和田倉門内→大手門内と移動し、現在の内閣文庫の蔵書、『内閣文庫^{明治時代分類}目録』（029.3—N249 n 7）昭和42年刊、や『内閣文庫類別目録』（101—152）英書門、仏書門、独書門、蘭書門、雑書門、明治19年～24年刊の各冊、『博物館書目』（33—45、33—45イ）3冊、明治12年刊、『博物館書目解題略』（4—293）5冊、明治13年刊、等の目録によって、当時の蔵書内容を探し求めるより他はない。

しかし、残念ながら内閣文庫も当時の官庁刊行物を完全に所蔵しているとはいえない。

また、当館所蔵の官庁刊行物が、「文部省交付」の印で明治8、9年の受入が多くみられるのは、東京書籍館の創設時、文部省の書庫に保管してあった数千巻の書籍がこれであろうと思われる。敢えて、書籍館や博覧会事務局が収集した書籍を手放すことを承諾したのもこれを基として出発しようとしたものと思われる。

したがって東京書籍館は、創設当時文部省から渡されたもの⁽¹⁰⁾と、その後本省が他官庁に

種類	和漢書	英書	仏書	独逸書	魯書	伊太利書	伊斯波亜書	荷蘭書	計
図書									
冊（図書の類）	25,098	4,434	1,023	659	28	16	36	51	31,345
帖（法書の類）	242	—	—	—	—	—	—	—	242
鋪（地図の類）	772	—	3	60	4	—	—	—	839
軸（地図の類）	52	—	—	—	—	—	—	—	52
幅（書画の類）	34	35	—	—	1	—	—	—	70
枚（懸図の類）	245	76	7	—	30	—	—	1	359
計	26,443	4,545	1,033	719	63	16	36	52	32,904
新聞雑報の類	21	42	2	9	—	—	—	—	74

貸し出していた書籍や、旧藩校の収蔵図書を取り戻して引き渡し、さらに国内新刊図書の一部を交付した。しかし、手離した浅草文庫の蔵書に比べればはるかに少なく、諸官庁や有識者にしばしば寄贈を呼びかけている。

明治9年6月刊の『東京書籍館書目』によって、所蔵内容は知ることができるが、蔵書数は明治8年『文部省年報』(258.2—1)に前図のように出ている。

現在、当館の蔵書中に当時の文部省刊のもの、他官庁刊行物に比して多いのもこれであらうな気がする。(元来、文部省刊の出版点数は多いのであるが)

その後、明治10年(1877)2月15日、東京書籍館がまだその基礎もかたまらない時、西南戦争がはじまった。それより以前1月20日官吏の減俸を令達している。そこで政府は、戦費を得る方法として最も弱い文化機関を廃止する先例をつくり、東京書籍館を廃館したのである。この結果、東京書籍館は、政府の経営する唯一の国立図書館から東京府に移管され、東京府書籍館と改名した。

東京府書籍館は、明治10年(1877)5月5日からそのままの場所、建物で発足し、蔵書は旧東京書籍館時代の納本、購入のほか、寄贈は勿論、文部省が鹿児島から送ってきた書籍を交付したのを始め、内務省は、浅草文庫所蔵の複本を東京府書籍館に貸与した。

先に、浅草文庫の流出本についてふれたが、現在、当館所蔵中にこの種の蔵書印が散見するのは、このためかもしれない。しかし、この貸与した書名、冊数については残念ながら明らかでない。

当館の蔵書を示す受入原簿は、東京府書籍館の明治13年1月からのもので、『和漢新書交付寄贈購求委託書籍留』が最初のものとして保管されている。記録の明細は、受理月日、書名、冊数、出版年月、著述人、送主の6項目からなっている。

官庁刊行物は、この送主から推察すれば、内務省からではなく、直接東京書籍館に送付されたものと思われる。

以上の記述でもわかる通り、国立国会図書館の蔵書は、「書籍館」の蔵書を引き継いでいるのではなく、創始は明治8年創館の「東京書籍館」(文部省)であり、その後「東京府書籍館」(東京府)、「文部省東京図書館」、「帝国図書館」、「国立図書館」、「国立国会図書館」と、その蔵書を整えてきたのである。

第3章 明治初期の出版行政

——出版物目録と官庁出版物統計——

明治元年から出版行政の概略を記述するにあたって、元年の社会状況を記しておくのが便利であろう。

元年(慶応4年)は戦争に明け暮れた。まず1月鳥羽伏見の戦い、4月討幕軍の江戸入城、5月上野彰義隊の戦争、9月若松城の総攻撃とめまぐるしい戦乱の年であった。人心の落ち着きを取り戻したのは翌2年になってからである。

明治政府の出版行政は、明治元年(慶応4年)4月21日大総督有栖川宮の江戸入城をもって開始されたと見るべきであろう。

しかしながら、新規の出版行政を一気に行なえるはずもなく、一応旧慣例に従うということであった。したがって、出版取締は徳川幕府時代にそれを司っていた三都の町奉行所(後述)を接収して、事務を引きついでからはじまったと思われる。

慶応4年3月11日、江戸城が明け渡され、5月1日、市中の警備が徳川方から官軍に移された。5月19日、大総督府は江戸に鎮台をおき、従前の寺社奉行所、町奉行所、勘定奉行所を接収した。そして新たに寺社裁判所、市政裁判所、民政裁判所を置いた。吏員

は、奉行を除きそのまま鎮台府付とし、従来の禄高で採用した。出版は、市政裁判所の改正掛が担当した。(南北町奉行所と同じ建物で隔月交代で執政、8月20日南北合併し、南裁判所で執務した。)

明治元年6月11日昌平饗が、13日開成所と医学所がそれぞれ接收され、6月20日出版取締は市政裁判所から学校官に移された。学校官は慶応4年4月に設置され、旧幕臣の経営する学校を監督するところであった。

これより4日前の6月16日政府は鎮台府を廢して鎮将府を置き軍政に専念することになった。

6月26日医学所を医学校、6月26日には昌平饗を昌平学校と改称して、8月2日東京府の所管としたが、従前の3裁判所が勢力を得て江戸府の行政を離さず、東京府庁が開庁したのは元年9月2日であった。この開庁とともに出版取締は学校官から東京府市政局に移った。なお学校官職制が改正されたのは元年12月10日である。

元年9月12日開成所を復興して開成学校とし、14日医学、昌平、開成の3校を鎮将府管轄とした。この3校は明治2年(1869)大学校となり東京大学の前身である。

元年10月19日鎮将府の廢止にともない、昌平学校は行政官の管掌下に入り、開成学校もまた11月11日行政官の所属となった。

翌2年1月27日出版取締は、東京府市政局から行政官に移り、そののち議政官を経て、5月16日大学へと移された。当時の大学は、現在と異り、教育の機関だけでなく、行政機関をも兼ねた官庁であった。

3年2月出版取締は大学から再び行政官に移り、大史局がこれにあたった。

4年8月、行政官の大史局から文部省に移り、8年6月20日、文部省から内務省に移って出版取締は内容の検閲を行ない発売禁止、

削除、次版改訂など、きびしい処分の検閲制度へと転化していったのであるが、今回はこれを省くことにする。

明治初期出版取締担当官庁

明治元年(慶応4) 5月19日～	市政裁判所 (改正掛)
6月20日～	学校官
9月2日～	東京府(市政局)
明治2年1月27日～	行政官
?	議政官
明治2年5月16日～	大学
明治3年2月～	行政官(大史局)
4年8月～	文部省
8年6月～	内務省

明治新政府のとった出版行政の主たる態度は、一応旧幕府時代の慣例に従うということであった。そこで三都における出版手続と、その後の経過を見る必要がある。

江戸時代には、3都(江戸・京都・大阪)の本屋の株仲間(書林組合のようなもの)があり、これを3都の町奉行所が管轄していた。

京都では、株仲間の世話人である行事を経て奉行所に、大阪では、行司(事ではなかった)から惣年寄を経て町奉行所へ、江戸では、大阪と同様に行事から町年寄(代々館市右衛門)から町奉行所という経路を踏んだ。江戸では、南町奉行所と北町奉行所が、毎月交替で出版物の検閲免許を行ない、天保13年頃から、専門によって学問所、開成所、医学館と分掌していた。このように学校が出版取締を執行したのは、すでに江戸時代から見られる。

明治になって、政府が官許を下すようになって、なお行事制を残していた間は、やはり年行事の手もとに江戸時代と同様、継続して登録が行なわれていたと推定できる。即ち、東京では、「願濟」の書目を発行すること

も定められていた。『^{戊辰}以来新刻書目便覧』(10—102, 838—74)がそれである。この書目は、明治6年11月官許を得て、7年4月に発行された。板元は、梅巖堂太田勘右衛門、万青堂別所平七である。凡例には、

一、此書ニ載録スル所ハ明治元年ヨリ甲戌(筆者注 明治7年)三月ニ至テ凡ソ七年間東京ニ於テ出板スル処ノ者ニ係ル此他諸官省及ヒ各地方ニ於テ開板セシ者ハ異日ヲ俟テコレヲ集録スヘシ

一、此書類ヲ分チ門ヲ建ルト雖モ猶未タ検閲ニ便ナラサル者アラシレ則チ数多ノ書籍中ニハコレヲ右トモ呼ビ難クマタ左トモ謂ヒ難キ者アルヲ以テナリ且此書ヲ輯ムルハコレヲ書肆ノ主管僮僕ニ便ニセン為ナリサレハ此ノ粗漏杜撰ノ罪以テ責ヲ学者先生ヨリ受ル事ナキハ固ヨリナリ

一、価値ハ一ニ發兌ノ時ノ定メニ從フテコレヲ記載スサレトモ發兌後ノ景況ニ因テ或ハ高低スル者ナキニアラス故ニ今コレニ記載スル所ト違フ者アラハ幸ニコレヲ万青梅巖二書房ノ中へ報告セヨ即チ直ニ改正ヲ加フヘシ

とある。官庁出版物と地方出版物とは続刊する予定と記されているが、刊行されなかったらしい。本書は凡例にあるとおり分類目録で書名、著者名、価格、冊数が記されており、半紙本和綴、本文90丁、うち後部に平田大人並門人著述書、漢土諸名家法帖目録、鶯篋館上石墨帖書目、皇国諸名家法帖目録、皇漢諸名家法帖目録、菱湖先生書、正面一枚摺、菱湖左板石摺書の諸目があり、そのあとに東京府下書物問屋145軒の住所、氏名が列記しある。その中には、丸屋善七(丸善=早矢仕有的)や、福沢屋論吉(福沢論吉)、浅倉屋久兵衛(現在古書業)など現在でもなじみ深い書店の名が見える。本文の総点数は1657点、

うち官版91点(中央官庁、地方官庁とも)が収載されている。

東京に対して京都では、『^{維新}以来京都新刻書目便覧』(025.162—M932g—W)がある。この書目は、東京より約半年おくれて7年10月に刊行された。官許は同月である。板元は、村上勘兵衛である。

緒言

方今文化ノ盛ナルヤ新書ノ出ル蓄然林ヲ為ス是ニ於テカ以テ非ナル者アリ似スシテ同シキ者アリ巻帙浩翰前後紛錯検閲ノ士常ニ望洋ノ歎ヲ抱ク因テ御維新以来京都府下新刻ノ書目ヲ類聚シテ一巻ト為シ名ケテ京都新刻書目便覧ト云各書其冊数定価等ノ大概ヲ記シ書肆僮僕ノ便覧ニ供ス其京都ト題スル所以ハ東京戊辰以来新刻書目便覧ノ書ニ別ツナリ尚遺漏アル者ハ將ニ嗣テ刻セント看官請フ之ヲ恕セヨ

とあり、東京に対して作成されたものであるが、編集には工夫がなされている。即ち、官庁出版物と民間出版物とに分け、官庁は中央と地方(京都府)に、民間はそれぞれ主題のあらひ分類となっている。書名、著者名、価格、冊数が記されており、半紙本和綴、本文26丁で東京版より薄手である。最後に144版元の住所、氏名が列記してある。

最初の官版の部には下記の11点がある。

太政官日誌、行在所日誌、江城日誌、
鎮台日誌、鎮城府日誌、東巡日誌、
東京城日誌、還幸日誌、貨幣取調書、
職員令、新貨条令

ついで京都府発行 46点、民間 387点 が収載されている。

大阪では、松田正助編の『^{戊辰}以来新刻書目一覽』(明治7年刊)が発行されているが、残念ながら未見である。この所蔵館は、天理図書館と大阪府立図書館である。また、昭和11年5月刊の『^{享保}以後大阪出版物目録』(025.163—

O776k)がある。この書目は、大阪図書出版業組合事務所に保存されていた江戸時代中期からの古記録、『開板御願書控』(享保9年2月—明治6年12月)34冊を大阪図書出版組合が印刷発行したものである。これが、明治6年で止っているのは、株仲間を解散させられた結果で、新制度の出版条例によるものと思われる。明治3年6月頃の出願から、「東京御窺濟」の記録が見られる。残念ながら官庁出版物は除外されている。

この種の目録でわかることは、出版検閲が官許になったといっても、初年には各府県内で発行するものは、府県裁判所が検閲したり、1枚ものは、行事2人と開板人との3名連署で年寄役(3人)へ差し出して公許を得たものがあつたと思われる。

政府が刊行した最初の書目は、大学が編刊した『新刻書目一覧』である。これは明治3年春の発行で、内容は2年5月から12月までの未刊も含めた新刻検印書を取めたものが主である。総計245点の収載である。凡例の一部に次の記録がある。

卷中所収大抵今夏以後新出ニ係ルト雖モ
間前年刻本ノ名ヲモ列スルモノアリ是レ維
新以後本学ノ条例未ダ定マラザルノ間行政
官東京府等ニテ許可セシモノ或ハ刻前年ニ
在トモ本年新ニ検印を得テ公行セシモノナ
リ

元年から2年末までを網羅的に収録していないことがこれでわかる。収録総数は245点であるがこのうち官版18点である。これと同じ書名の『新刻書目一覧』は、太政官大史局の編刊で4年4月の発行、内容は3年2月からの官許願出本である。総計341点、うち官版16点が収載されている。

その後、事務を引きついだ文部省は、『准刻書目』を編刊している。これは、5年正月

の出版条例附録中に

願濟ノ書目ヲ文部省ニテ印行シ毎月或ハ隔月ニ嗣出シテ書肆ニ付シ著述者ノ参照ニ割製ヲ防ク

とある条文に基づいて発行されたものと思われる。いつから発行されたか不明であるが、慶応大学図書館には5年3月から7年9月まで所蔵されている。(但し6年6月からは写本である) 当館では、欠本が多く、第1冊は5年8月、第2冊は5年10月、第3冊は7年9月、10月、11月の編刊である。残念ながら完全な所蔵館を知らない。詳細については既に『明治文化資料叢書』第7巻書目編(風間書房 昭和38年)に朝倉治彦氏の解題があるのではぶくことにする。現在までにわかっている所蔵館を下記に示すと⁽¹¹⁾

4年10月	東大
5年1月	東大
2月	東大
3月~7月	慶応大
8月	国会・慶応大
9月	慶応大
10月	国会・慶応大
11月	国会・慶応大 ⁽¹²⁾
6年1月~5月	神原・慶応大
7年4月~8月	慶応大
6年1月~5月	神原・慶応大
7年4月~8月	慶応大
9月~11月	国会・慶応大

である。文部省が担当した期間は4年8月から8年6月までであるが、8年の分は1冊も発見できない。

文部省の官板で一ばん多いのが教科書で、次が翻訳書である。3位が歴史書、4位地理書である。翻訳にあっているのは、蕃所調所時代の教授連(洋学者)で、文部省の官僚になったものも多く見受けられる。

文部省は、他官庁に比して出版点数は非常

に多い。明治4年から6年までの出版統計は 下表の通りである。

文 部 省 出 版 書 籍 数 (明治4年—6年)

政 法 書	(反 訳 和 文)	13 部	32 冊
物 理 書	(")	2 部	5 冊
植 物 書	(")	2 部	2 冊
農 学 書	(")	1 部	8 冊
経 济 書	(")	1 部	7 冊
化 学 書	(")	1 部	2 冊
地 理 書	(")	4 部	21 冊 4 帖
地 質 学	(")	1 部	2 冊
医 書	(")	2 部	2 冊
修 身 学	(")	1 部	2 冊
文 典	(編 集 和 文)	1 部	2 冊
習 字 書	(")	1 部	1 冊
字 書	(")	1 部	7 冊
語 学 書	(")	2 部	2 冊
図	(反 訳 和 文)	2 部	2 枚
幼 童 玩 嬉 品		7 種	画器 102 枚 種 6 種
兵 書	(反 訳 和 文)	3 部	7 冊
歴 史	(編 集 和 文)	6 部	21 冊
読 本	(")	1 部	1 冊
画 学 書	(")	2 部	3 冊
統 計 学	(反 訳 和 文)	1 部	1 冊
单 語 篇	(編 集 和 文)	2 部	5 冊
雑 書	(")	2 部	2 冊
地 球 儀		1 基	

総 計 { 書 52部 { 133冊
2枚
2枚
4帖
図 地球儀 1基
玩嬉品 7種 { 画器 102枚
種 6種

『文部省第一年報』(明治8年刊)による

また、文部省が4年8月から8年6月19日までの民間出版物に対し検閲許可を下した
 がその数は下表である。ある程度の出版状況
 を推察できよう。この数字は、当館専門調査
 員杉村武著『近代日本大出版事業史』からの
 まま利用させていただいた。

明治4年8月—12月		
著述	73	} 計 96部
翻訳	23	
明治5年1月—12月		
著述	620部	} 計 821部
翻訳	164部	
再刻	11部	
翻刻	24部	
明治6年1月—12月		
著述	1,044部	} 計 1,385部
翻訳	292部	
再刻	40部	
翻刻	9部	

明治7年、文部省が民間出版物の検閲許可
 をした数は『文部省年報』があるので、参考
 までに次頁に引用しておく。この数字でわか
 るように翻訳書が多い。

教部省でも同じ書名の『准刻書目』（内閣
 文庫所蔵）を発行し、教義に関する図書の検
 閲を行い、また5年2月27日兵部省を廃して
 翌28日陸・海軍両省が設置されたが、この両
 省も同様に布告を発して兵書に関する図書の
 官許出願を差し出させたことがわかる。この
 書目は知らない。

ついで編刊された内務省の『版權目録』は
 明治9年7月から16年6月（27号）まで発行
 され、これと平行して11年1月から納本の書
 目ともいうべき『出版書目月報』が発行され
 た。

その後、各種の目録が刊行されたが、今回
 は紙幅の都合によりはぶくことにする。

明治元年から7年末までの出版統計、特に

官庁刊行物の統計はたやすく出せるものでは
 ない。

鈴木敏夫氏の近著『出版』（出版ニュース
 社 昭和45年7月刊）に明治元年から7年ま
 での統計が掲載されている。

しかし、明治2年夏から12月までの『新刻
 書目一覽』（大学編）を、明治元年から2年
 末までの出版統計として計算されたことはう
 なずけない。この書目一覽には前記の『太政
 官日誌』の類が見当たらない。

したがって、特に明治元年から4年4月ま
 での統計は出しにくく民間出版物の統計さえ
 出せない状態では、官庁出版物は更に困難な
 のである。

このように、明治7年末までの官板や、京
 都、大阪、各府県の出版物、また教部省、陸
 海軍省の官許本等多量にあったと思われる。

困難なればこそ、この期の官庁出版物目録
 の作成は必要であり、作成がいのある仕事で
 もある。（既にそのためのカードを作成しつ
 つある。）

おわりに

官庁資料の濫觴^{らんしょう}は、遠く奈良時代まで遡ら
 ねばならないが、この小文は明治維新以後の
 めまぐるしい官制の変遷期から概説した。

明治初期の官庁資料を利用する前提として
 あらかじめ知っておかねばならぬことを第1
 章から第3章にまとめて記述したつもりであ
 る。

当時の印刷、刊行、頒布の状況には『太政
 官日誌』を例とした。特に印刷技術のおくれ
 と、本木昌造ら先覚者による活版印刷の創始
 が出版文化発展の基礎となり、政府自らの手
 で出版印刷をし、各省とも盛んに出版活動を
 行ないはじめたことにふれた。

しかし、明治新政府のとった出版行政、出

明治七年准刻書籍及新聞紙（書籍1703冊 新聞紙29種）

	和文	漢文	反訳	反刻	洋文	単語及 び表類	通計
雑 籍	187	9	35	10	1	118	360
政 治	7	0	26	0	0	0	33
地 理	33	0	12	70	0	9	124
歴 史	72	9	35	28	0	0	144
兵 書	2	0	4	0	0	0	6
数 学	40	0	7	15	0	5	67
医 書	41	1	45	1	0	1	89
修 身	12	0	6	1	0	0	19
経 済	1	0	7	0	0	0	8
物 理	5	0	10	12	0	0	27
化 学	0	0	10	1	0	0	11
博 物	0	0	2	0	0	0	2
星 学	2	0	0	3	0	27	32
農 学	27	0	5	0	0	0	32
工 学	2	0	1	0	0	0	3
図	0	0	3	152	0	59	214
詩 歌	15	7	0	0	0	0	22
国 書	8	1	0	0	0	0	9
習 書	1	0	1	4	0	4	10
習 字	30	27	0	13	0	39	109
字 書	0	0	7	0	0	24	31
読 本	52	15	12	92	0	24	195
文 典 会 話	18	0	2	0	1	3	24
往 来 文	116	0	0	6	0	0	122
唐 本	0	0	0	10	0	0	10
合 計	671	69	230	418	2	313	1703

『文部省第一年報』による

版活動は英・米のような政府自らの出版印刷機関の設立を考えるいとまもなかった。ただめまぐるしい官制の変遷であった。そして政府および各省がこぞって出版したものは、第1に過去の修史であり、第2に西洋文化の移入のための翻訳であった。しかも、民間出版物の発行に対しては出版取締に相当な神経をはらった。これに対して官庁刊行物の刊行、頒布は依然として江戸時代からの封建的発想で処理され、政府、各省独自の出版計画によっていた。この傾向は、いまだに尾をひいているのである。

明治初年の官庁刊行物出版統計については、正確に出せるものではない。各省の年報も出版されず、各省独自の出版目録もなく、探索のツールはあまりにも乏しい。

所蔵の系譜については、明治5年設立された書籍館時代には、官庁資料の納本義務はなかったが、収集に努力した形跡はある。しかしこの蔵書は帝国図書館に引き継がれず、その大部分は内閣文庫の蔵書となっている。これとても当時の官庁資料を完全に所蔵しているとはいえない。このほか、各省の附属図書館（文庫）も火災、震災等により亡失したものが多く、内務省の保管資料は、戦後悉くアメリカ政府に接収された。

われわれは、日々の参考業務の基礎として、自分の働く図書館にのみ所蔵する貴重な資料を知ること为先決とし、自館にない資料はどこで所蔵されているかを探し求めて、最良の参考業務を果そうと心がけている。

この意味から、出版文化の記録としても、官庁刊行物の総合目録作成が望まれるのである。

本稿を記述するに際して、資料の乏しさ、知識、経験の不足から、いくたびか中断しようかと思ったがとにかく書くことにした。

したがって、不備や、誤りは多いことと思うが、諸先輩の温かい御教示、御叱声をまっけて、今後も研究していきたいと願っている。

注

- (1) 黒木努「政府刊行物の収集と提供」(『図書館界』Vol. 18. No. 2. 1966. 7)「政府刊行物の研究」(『図書館学会年報』Vol. 14. No. 2. 1967. 11)
- (2) 書名は何回か変更したが、現在は『U.S. Government Publications monthly Catalog』がそれである。
- (3) 書名の後の()内は、当館の請求記号を示す。
- (4) 島屋政一編『印刷文明史』第4巻. 昭和8年刊
- (5) 同上
- (6) 『蘭と通辯』
- (7) 高橋邦太郎著『お雇外国人 軍事』昭和43年刊
- (8) 内閣文庫福井保氏御示
- (9) 東京都公文書館川崎房五郎氏御教示
- (10) 数千巻とも一万巻ともいわれ、受理原簿は未確認である。
- (11) 朝倉治彦氏御教示
- (12) 香川大学神原文庫

参考文献

法規分類大全

太政類典

官員録

本木昌三・平野富二詳伝 三谷幸吉編 昭和8年刊

印刷局沿革録 明治40年刊

上野図書館八十年略史 昭和28年刊

帝室博物館略史 昭和13年

東京国立博物館略史 昭和27年刊

叢蔵前史 石津三次郎著 昭和14年刊

活版印刷史 川田久長著 昭和24年刊

市政裁判所始末 東京都 昭和34年刊

(さくま・のぶこ: 参考書誌部一般参考課主査)

〔追記〕(22頁につづく)

統人の決定、入力情報の読込み、入力情報の誤り検出、本来的相続分額の算出、具体的相続分額の算出、相続債務の負担額の算出、遺留分減殺額の算出、処理結果の出力、本「処理」プログラムによる処理手続、考察、むすび

戸村和夫 判例検索の可能性—特に漢字生起ひん度分析を中心に (第4回ドキュメンテーション研究発表論文集 日本科学技術情報センター 1967年刊 所収) P47~53

同 法律情報の電子計算機利用と方法について びぶろす 19巻7号(68-7) P1~20

はじめに、計量法律学の提唱、計量法律学の領域、法律情報に対する科学の要請、法律情報の検索方法、蓄積・検索手段、法律用語の諸問題、結論付 漢字生起頻度排列表

同 法と機械検索 (第1回ドキュメンテーション研究会予稿集 日本科学技術情報センター 1964年刊 所収) P113~121

同 計量法律学の動向 (社会科学ドキュメンテーション—その情報性と利用 丸善株式会社 1968年刊 所収) P242~260

はじめに、計量法律学の概観、裁判決定の行動分析・予測、法と記号論理、法律文献の機械検索、代表的研究機関一覧

(座談会) 電子計算機の利用と学問 我妻榮、竹内昭夫、太用知行ほか3名 ジュリ

スト 328号(65. 8. 15) P10~30

法律学での利用—ジュリメトリックス、裁判に利用できるか、条文の検索、論文・判例の検索等

(座談会) 電算機と法律学 鈴木祿弥、林修、野村好弘、淡路剛久 ジュリスト 413号(69. 1. 1) P157~172

はじめに、法律文献の検索、判決の予測、おわりに

(座談会) 裁判とコンピュータ 小尾敏一ほか12名 自由と正義 21巻1号(70-1) P9~29

法曹会では研究段階、コンピュータが裁判をする? 誰がコンピュータに権威を与えるか、簡単な「事実認定」はコンピュータでも、“量的な裁判”を可能にする、三十年後の裁判の姿、弁護士は何をするのか、難件しか裁判にのこらない、情報生業としての弁護士、“コンピュータの抜け穴”を狙う、最重要なものだけを“人間弁護士”が

裁判とコンピュータ—“裁判所の場合は” 編集委員会 自由と正義 21巻1号(70-1) P34~37

スピードアップした司法統計、小さなコンピュータの部屋、前歴カード・速記・判例検索・コンピュータはまだ第一歩だ。

[追記] (38頁よりつづく)

大阪で明治7年刊行した松田正助編の『^{戊辰以来}新刻書目一覧』を校正中に見るこることが出来た。凡例は明治7年10月の記であるが、11月官許を得て刊行したものであり、半紙本和綴、本文30丁である。

本文の編成は、京都版と同じく官庁と民間に分け、民間はそれぞれの主題のあらい分類

となっている。うち後部に頼山陽先生墨帖目録、篠崎小竹先生遺墨帖、巻菱湖先生法帖の諸目がある。官庁刊行物は、中央官庁が1点もなく、地方官庁と見られる「大阪府蔵板」11点、「学校蔵板」(含大阪府学校用)18点がある。本文の総点数は453点である。そのあと、東京版、京都版と同様に164名の「大阪府管下書林姓名記」が列記してある。